

執筆者:

E-mail✉ [森下 真生](#)

1. UAE における個人データ保護法

前号で紹介したとおり、アラブ首長国連邦(以下、「UAE」と言います。)では、長らく立法間近と言われ続けてきた個人データ保護法が 2022 年 1 月 2 日から施行されました。もっとも、個人データ保護法の遵守が求められるデータ管理者とデータ処理者は、施行規則が出た後、6 ヶ月以内に遵守状態を達成すれば良いとされます(28 条)。

UAE に拠点を置く企業又は UAE に居住する者もしくは事業所を有する者の個人情報を取り扱う企業は、今後、個人情報について、UAE 個人データ保護法の遵守を意識した取り扱いを行う必要があります。

今後公布される予定の施行規則の内容を確認する必要がありますが、本ニューズレターでは、UAE の個人データ保護法上の、データ管理者とデータ処理者の義務と、データ主体の権利について解説します。

なお、UAE の個人データ保護法内容は、総じて、EU の一般データ保護規則(General Data Protection Regulation : GDPR)(以下、「GDPR」と言います。)に類似しており、GDPR に馴染みがあれば、理解しやすいものになっています。

2. データ管理者・処理者の義務

(1) 一般的義務

個人データ保護法上、データ管理者及び管理者の一般的義務として、以下が定められています(7 条、8 条)。データ管理者もデータ処理者も法定の一定の事項を記録した個人データに関する記録簿を作成する必要があります。

(a) データ管理者の一般的義務

- ① 個人データを保護するために必要な基準を適用するための適切な技術的及び組織的措置及び手続の導入(7 条 1 項)
- ② 処理方法の策定及び処理自体についての適切な措置(仮名化を含む。)の導入(7 条 2 項)
- ③ 意図された目的に個人データの処理を限定するためのデフォルトセッティングに関する技術的及び組織的措置の導入(7 条 3 項)
- ④ データ管理者及びデータ保護オフィサーの情報及び個人データの 카테고리を含む個人データに関する記録簿の維持(7 条 4 項)
- ⑤ 適格なデータ処理者の選任(7 条 5 項)
- ⑥ UAE データオフィスから要求される情報の提供(7 条 6 項)
- ⑦ 施行規則に定められるその他の義務(7 条 7 項)

(b) データ処理者の一般的義務

- ① データ管理者の指示や契約等従ったデータ処理の実施(8 条 1 項)
- ② 個人データを保護するための適切な技術的及び組織的措置及び手続の導入(8 条 2 項)
- ③ 定められた目的及び期間に応じた処理の実施、及び期間を超えた場合のデータ管理者への通知(8 条 3 項)

- ④ 処理期間終了時のデータ削除又はデータ管理者への返還(8 条 4 項)
- ⑤ 個人データの開示に繋がる行為の禁止(8 条 5 項)
- ⑥ 処理過程の保護及び保全、並びに処理に使用される媒体や電子的装置及びそれらに保存される個人データの保護(8 条 6 項)
- ⑦ データ管理者、処理者及びデータ保護オフィサーの情報及び個人データの 카테고리等を含む個人データの記録簿の維持(8 条 7 項)
- ⑧ データ管理者又はデータオフィスの要求に応じた法律遵守を示すためのすべての手段の提供(8 条 8 項)
- ⑨ 法令又はデータオフィスの指示に従った、処理の実施(8 条 9 項)
- ⑩ 複数のデータ処理者がいる場合、義務、責任及び役割の明確な合意(不明確な場合連帯責任となる)(8 条 10 項)

(2) 報告義務

データ管理者は、個人データの侵害又は違反を認識した場合には、直ちにデータオフィスに、侵害又は違反及び調査の結果を含む法定の事項を報告しなければなりません(9 条 1 項)。

GDPR においては、個人データ侵害が自然人の権利及び自由に対する発生がなければ、監督機関に対する通知の必要はありませんが、UAE の個人データ保護法には、文言上はそうした例外はありません。また、認識後、直ちの報告が求められており、GDPR に定められる 72 時間以内等、具体的な期間の定めはありません。

また、データ管理者は、それが個人データのプライバシー、秘密性及び安全性を害する場合には、データ主体に対して、通知し、採るべき手続を助言しなければなりません(9 条 2 項)。GDPR においては、個人データ侵害が、自然人の権利及び自由に高いリスクをもたらす可能性が高い場合に、データ主体への連絡義務が生じますが、UAE の個人データ保護法では、個人データのプライバシー、秘密性及び安全性を害する場合に本人への通知が求められます。

データ処理者は、個人データの侵害又は違反を認識した場合には、直ちにデータ管理者に通知しなければなりません(9 条 3 項)。通知は直ちに行う必要があり、過度に遅滞することなく通知を行うことを求める GDPR より、文言上は即時性が求められています。

(3) データ保護オフィサーの選任

データ管理者及び処理者は、以下の場合、個人データ保護に関する十分な技能と知識を有するデータ保護オフィサーを選任しなければなりません(10 条 1 項)。

- ① 新しい技術又はデータ量に関連する技術を採用した結果として、データ主体の個人データの機密性とプライバシーに高レベルのリスクが生じる場合
- ② 処理にセンシティブ個人データ¹の体系的かつ包括的な評価が含まれる場合
- ③ 処理が大量のセンシティブ個人データについてなされる場合

データ保護オフィサーは、データ管理者又は処理者の従業員でも、外部者でも良く、また、UAE 国内に所在する者である必要はありません(10 条 2 項)。

データ保護オフィサーは、個人データ保護のために、データ管理者と処理者が採用した手続の質と妥当性の検証、個人データ保護法及び施行規則に従った個人データに関する要望や不満の受領、データ管理者及び処理者の個人データ保護システム及び侵入防止システムの定期的評価及び検証に関する技術的助言の提供、結果の文書化、及びリスク評価手続を含む適当な推奨事項の提供等の一定の権限と義務を負担します(11 条)。

(4) 個人データ保護措置

データ管理者及び処理者は、最高の国際基準と慣行に従って、関連するリスクに見合った情報セキュリティレベルの達成を確保するための、以下を含む適切な技術的及び組織的措置及び手続を確立し、講じる必要があるとされます(20 条

¹ 個人データ保護法上、センシティブ個人データは、「自然人の家族、人種、政治的又は哲学的な意見、宗教的信念、犯罪歴、生体認証データ、又はその健康状態を明らかにするヘルスケアサービスに関する情報を含む身体的、心理的、精神的、遺伝的又は性的状態等、当該人物の健康に関連するデータ」と定義されています。

1 項)。

- ① 個人データの暗号化と仮名化の導入
- ② 処理システムとサービスの機密性、安全性、有効性及び柔軟性を確保する手続及び措置の導入
- ③ 物理的又は技術的な障害が発生した場合の個人データのタイムリーな回復とアクセスを確保する手続及び措置の導入
- ④ 処理の安全を確保するための技術的及び組織的措置の有効性の円滑なテスト、評価及び測定を確保する手続の導入

(5) データ保護影響評価

データ主体の個人データのプライバシーと機密性に高いリスクをもたらす技術を用いる場合、データ管理者は、処理の性質、範囲及び目的に応じて、処理を行う前に、当該処理が個人データ保護に与える影響を評価しなければならないとされます(21 条 1 項)。

また、以下の場合には、データ保護影響評価を行わなければならないとされます(21 条 2 項)。データ保護影響評価が必要な場合は、GDPR と類似しています。

- ① 処理に、プロファイリングを含む、データ主体に、法的な結果、又は深刻な影響を及ぼす自動処理に基づくデータ主体の個人的側面の体系的かつ包括的な評価が含まれる場合
- ② 処理が、大量のセンシティブ個人データに対して行われる場合

3. データ主体の権利

UAE 個人データ保護法上、データ主体には、以下のような権利が認められます。

(1) 情報取得権(アクセス権)

データ主体は、①個人データの種類、②処理の目的、③プロファイリングを含む自動処理に基づく決定、④個人データが共有されるセクター又は組織、⑤個人データが保存される期間に対する管理及び基準、⑥処理を修正、削除又は制限並びに個人データに異議を申し立てるための手続、⑦国外処理に関する保護措置、⑧個人データの違反又は侵害の際に採られるべき措置、⑨ UAE データオフィスに苦情を申し立てる手続に関する情報について、データ管理者に無償で求める権利を有します(13 条 1 項)。

これは GDPR に定められるデータ主体のアクセス権に類似した内容になっています。

データ管理者は、上記のうちの②処理の目的、④個人データの共有先、及び⑦国外処理に関する保護措置については、処理の前に、データ主体に情報提供しなければならないとされます(13 条 2 項)。

実務上、上記個人データの処理前に提供すべき情報について、個人データ取得の際に想定されるデータ主体からの同意の取得時に併せて伝えることになると考えられます。

(2) 個人データ取得権及び転送権

データ主体は、データ管理者に処理のために提供した個人データを取得することができ(14 条 1 項)、他のデータ管理者に転送を求めることができます(14 条 2 項)。

これは GDPR のデータポータビリティ権に対応する権利です。

(3) 個人データ訂正権又は削除権

データ主体は、データ管理者が保有する不正確な個人データについて、訂正を求めることができます(15 条 1 項)。

また、データ主体は、個人データが、収集又は処理の目的にとって不要となった場合、データ主体が同意を撤回した場合等、一定の場合に、個人データの削除を求めることができます(15 条 2 項)。

これらは GDPR に見られる個人データの訂正権と削除権と類似の権利です。

(4) 処理制限又は停止権

データ主体は、データ主体が個人データの正確性に異議を申し立てた場合、データ主体が、目的外処理であると異議を申し立てた場合、又は処理が個人データ保護法その他の法律に違反する場合には、データ管理者に処理を制限、又は停止させることができます(16 条 1 項)。

また、データ主体は、処理がダイレクトマーケティング目的である場合、統計調査目的である場合、又は個人データ保護法 5 条の処理の条件に違反している場合には、処理の停止を求めることができます(17 条)。

(5) 自動処理に対する異議申立権

データ主体は、それが法的な効果又は深刻な影響をもたらす場合、プロファイリングを含む自動処理(Automated Processing)に関する決定に異議を申し立てることができます(18 条 1 項)。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 